

入 札 説 明 書

令和8年札幌市告示第 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和8年8月10日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局総務部総務課 電話 011-211-2647

メールアドレス hokenhukushisomu@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

区保健福祉課外勤用車両借受（ハイブリッド軽自動車リース） 4台

(2) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり。

(3) 借受期間

令和8年10月1日から令和12年6月30日まで

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 借受場所

各区役所 指定場所

(5) 入札の方法

月額（月当たりの賃貸借料金）で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和8～12年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」・中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 本告示に示した物品の納入が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。また、札幌市公式ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

掲載先URL：

https://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/hoshi-bosyu/2026_jidousya3.html

(2) 入札書の受領期限

令和8年8月19日（水）10時00分（郵送の場合は必着のこと。）

(3) 開札の日時及び場所

令和8年8月19日（水）11時00分 札幌市役所 3階 保健福祉局会議室

(4) 入札書の提出方法

入札書は、持参又は郵送により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封側に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和8年8月19日11時00分開札「区保健福祉課外勤用車両借受（ハイブリッド軽自動車リース）」の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に『令和8年8月19日11時00分開札「区保健福祉課外勤用車両借受（ハイブリッド軽自動車リース）」の入札書在中』の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札を認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(5) 調達案件に対する質問

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出することができる。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和8年8月17日（月）17時00分までに提出すること。

ウ 質問に対する回答

質問に都度、回答書を上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、保健福祉局ホームページに掲載する。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定

により入札書を受領した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで代理委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、上記5（3）の日時、場所において、入札者又はその代理人で希望するものは、立ち会うことができる。ただし、入札者又はその代理人が立合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すと同時に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。なお、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札者の決定方法

- ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

- 落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。
- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付をしないとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

- ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙4「契約書（案）」のとおり

- (9) 上記4(2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。